

出来る限り早期に作成するよう引き続き指導をお願いする。

また、都道府県におかれては、「都道府県版地域水道ビジョン」の策定をお願いする。

地域水道ビジョンの策定状況については水道課ホームページで公表しているのので、今後、「地域水道ビジョン」を策定する場合には、その参考とされたい。

\*水道課ホームページ

「地域水道ビジョンについて」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html>

## (8) 鉛製給水管の適切な対策について

鉛については、その毒性等を考慮し、段階的に水道水質基準が強化されてきた（直近改正では平成15年4月に0.01mg/Lに強化）が、鉛製給水管中に水が長時間滞留した場合等には、鉛製給水管からの溶出により水道水の鉛濃度が水質基準を超過するおそれも否定できない。安全な水道水の供給を確保するためには、鉛製給水管に関する適切な対策が重要であり、そのため、厚生労働省では、平成19年に「鉛製給水管の適切な対策について」を通知している。また、「水道ビジョン」において、安心・快適な給水の確保に向け、「鉛製給水管総延長をできるだけ早期にゼロにする」という施策目標を掲げている。

平成21年度末の鉛製給水管の残存状況は延長が7,531km、使用戸数が約450万件（平成21年度水道統計より）となっており、水道ビジョンの策定以来減少してきているものの、減少延長は鈍化傾向にある。各都道府県におかれては、鉛製給水管が残存している水道事業者に対し、鉛製給水管使用者等への広報活動、布設替え計画の策定、布設替えの促進を図るとともに、鉛の溶出対策や鉛濃度の把握により、布設替えが完了するまでの水質基準の確保を図るよう引き続き指導をお願いする。

## (9) 水道の国際展開への取組（水ビジネスの推進）

### ① 新成長戦略について

平成22年6月18日、「新成長戦略」が閣議決定され、「日本が強みを持つインフラ整備をパッケージでアジア地域に展開・浸透させる」「新幹線・都市交通、水、エネルギーなどのインフラ整備支援に官民あげて取り組む」ことが明記された。この実現に向けて具体的に検討するため、「パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合」が設置された。水分野については、平成22年12月1日の第5回で取り上げられ、厚生労働大臣が出席し、厚生労働省の取組について説明した。平成23年12月24日には「日本再生の基本戦略」が閣議決定され、新鮮成長戦略の実行加速の方針が明記された。

(開催状況は官邸HPに掲載。

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/package/index.html>)

## ② 厚生労働省の取組

### ○日本企業の海外市場への売り込み

平成20年度から、アジア諸国を対象として水道産業の国際展開推進事業を実施。平成22年度は、カンボジアとベトナムにおいて、相手国政府の協力を得て、東京都、横浜市、大阪市及び北九州市といった地方公共団体と連携しつつ、相手国の水道事業者を対象とする水道セミナーを開催し、日本の水道技術や企業の紹介を行い、水道産業の海外展開を支援。本年度はカンボジアとインドにおいて水道セミナーを開催。

### ○企業や水道事業者が自律的に海外市場に参画できるようにするための枠組み作り

#### ・水道関係機関とのパートナーシップの形成

平成23年度から、企業や水道事業者による海外のプロジェクト情報へのアクセスや相手国担当機関や担当者との関係作りなどを支援する仕組みを構築するため、アジア各国の水道協会と(社)日本水道協会の既存の関係をベースに、ビジネス展開に関する協力体制(パートナーシップ)の形成に取組。本年度は、インド、インドネシア、ベトナムの水道協会と協力体制を構築するため協議を開始。

#### ・官民連携型案件形成調査

平成23年度から、個別のプロジェクト形成を支援するため、地方公共団体と民間企業が共同で調査を行う、官民連携型の案件発掘調査を公募。本年度は3件採択された(地方公共団体は、埼玉県、神戸市、北九州市)。来年度も実施する予定なので、地方公共団体として水道事業の海外展開を検討されている場合には、ご活用頂きたい。

## ③ 水分野の国際標準戦略

- ・平成22年5月、「知的財産推進計画2010」が知的財産戦略本部決定され、国際標準化の特定戦略分野(7分野)の一つに水分野が位置づけられた。
- ・平成22年11月、国交省と連携し、水分野の国際標準戦略を検討するための「水分野国際標準化戦略検討委員会」を設置。水道については、日本水道協会と連携し、水道部会を設置。
- ・平成23年3月、知的財産戦略本部において国際標準化戦略アクションプラン(水分野)が策定。水道については、設計指針等の日本の設計思想の普及等が盛り込まれる。
- ・23年度については、水分野国際標準化戦略検討委員会・水道部会を開催し、新たなビジネスモデルの検討、漏水防止や水質監視に関する国際規格化の動きへの対応、設計指針の海外普及版(要約版)の策定に取り組む。

## 2. 水道計画指導について

### (1) 水道の広域化について

社会情勢の変化等を踏まえ、脆弱な水道事業者の運営基盤の強化を図るため、従来行ってきた施設の一体化による広域化に加え、経営の一体化、管理の一体化などを含めた「新たな水道広域化」を水道ビジョンの重要な施策として位置付けている。

平成20年7月水道課長通知「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について」では水道整備基本構想を都道府県版の地域水道ビジョンとして位置づけられる内容に見直すことが望ましいとし、構想における事業運営の目標設定の際の視点の一つとして、運営基盤強化のため多様な形態の広域化を検討することとしている。

都道府県には、広域的な観点から、各地域の水道事業等を包括し、水道の方向性を示す「都道府県版地域水道ビジョン」の策定をお願いする。

また、新たな水道広域化の推進に資するため、平成20年8月「水道広域化検討の手引き」を作成、公表したところである。同手引では、様々なパターンの広域化についてケーススタディを実施し、その効果や費用面の比較等を示しているので、参考にされたい。

その他にも、事業統合の効果を、業務指標等を用いて、水道の需要者等に分かりやすく説明する手法として「事業統合検討の手引き」を昨年度に取りまとめているので、これらの調査報告書についても活用されたい。

なお、広域的水道整備計画については、近年の市町村合併や水資源開発基本計画の改定等により、計画策定時と大幅な乖離を生じている計画が一部見受けられるため、その点について見直しをお願いする。

国庫補助制度においては、事業統合を行う場合の老朽管更新事業、重要給水施設配水管、石綿セメント管更新事業の補助採択基準を平成21年度より緩和した。また、平成22年度には、新たに水道広域化促進事業費を創設した。これは、小規模な水道事業者の統合を促進するため、小規模水道事業者の老朽化施設の更新・改修に対する補助と、統合の受け皿となる大規模水道事業者等に対しても、統合のインセンティブとするため、水道施設の整備・更新に補助する制度となっているので、各事業者への積極的な活用を促進をお願いする。

### (2) 水道の官民連携について

水道事業に対しては、水道法による第三者委託制度やPFI法のほか、地方自治法の一部改正による指定管理者制度の創設や地方独立行政法人法の施行等による各種制度の整備が図られたことにより、各事業者は、様々な官民連携の形態を採用できるようになり、これらを活用しながら運営基盤の強化を図ることが期待されている。

また、平成23年10月3日付け一部施行した「水道法施行規則の一部改正」において、第三者委託制度の活用促進のため、共同企業体（JV）も第三者委託の受託が可能であることを明確化したこと等を受け、民間活用の際のモニタリングの強化や発注時の性能発注方式等を追記した「第三者委託実施の手引き（改訂版）」を公表した。

さらに、平成22年度より、厚生労働省と経済産業省が連携し、水道事業者等と民間事業者とのマッチング促進を目的とした「水道分野における官民連携推進協議会※」を全国各地で実施し、多くの水道関係者に参加いただいた。

これまで、水道事業者等と民間事業者との情報交換の場が少なかったことから、多くの参加者より協議会の内容について、参考になったとの声を聞いている。引き続き、本協議会の活用をお願いします。

厚生労働省では、水道事業の運営基盤強化のためには、広域化や官民連携といった取組みは不可避と認識しており、都道府県においても上記の趣旨等を御承知の上、運営基盤を強化するよう各事業者に指導願いたい。

※平成22年度：仙台市、さいたま市、名古屋市、平成23年度：広島市、福岡市、さいたま市

### (3) 水道事業者等への指導監督について

水道事業者等への指導監督については、水道法第39条の規定に基づき、平成12年度から水道事業の規模等に応じて国と都道府県が分担し、その業務を実施している。

厚生労働省では、平成13年度から厚生労働大臣認可に係る水道事業者等を対象に立入検査を実施し、需要者の安心・安全の確保に重点を置きつつ、水道技術管理者の従事・監督状況等水道法に規定する事項の遵守状況、自然災害やテロ等危機管理対策の状況、中・長期的な視点に立った水道施設の効率的な更新、改良、耐震化の状況などを確認している。

平成22年度は、市町村合併に伴う統合事業者や小規模事業者を中心に、49の水道事業者等に対して立入検査を実施した。検査の結果、23事業者に対し、文書による指導を41件、また、47事業者に対し、口頭での指導を173件行っている。

文書による主な指導事項としては水質検査に関する事項、水道技術管理者に関する事項、住民対応に関する事項などが挙げられ、その詳細については、今年度の技術管理者研修で公表した。

今年度は、東日本大震災などの被災状況を踏まえ、被災地域以外の水道事業者等を対象に、11の事業者に対して立入検査を実施している。その結果については、取りまとめの上、平成22年度の場合と同様に公表する予定である。

については、都道府県においても上記の状況を御承知の上、管内水道事業者等への指導監督のより一層の充実をお願いします。

また、平成14年度より毎年度、厚生労働大臣認可に係る水道事業等の水道技術管理者を対象として研修を実施しており、都道府県の水道行政担当部局に対しても、同研修会の資料を送付（水道課ホームページにも掲載）しているので、管内下水道事業者等の水道技術管理者への研修などに活用されたい。

\* 水道課ホームページ

「平成22年度水道技術管理者研修」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/tantousya/2010/01.html>

### 3. 水道水質管理を巡る最近の状況について

#### (1) 水道水の放射性物質汚染への対応

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、内閣府原子力安全委員会が定めた飲食物摂取制限に関する指標が食品衛生法に基づく暫定規制値とされたことを受けて、厚生労働省では、平成23年3月19日付け健水発0319第1号・第2号及び平成23年3月21日付け健水発0321第1号・第2号厚生労働省健康局水道課長通知により、超過した場合の水道事業者等の対応とともに、水道水中の放射性物質に係る指標等（放射性ヨウ素300Bq/kg（乳児の摂取は100Bq/kg）及び放射性セシウム200Bq/kg）を定め、都道府県及び水道事業者等に通知した。

厚生労働省では、平成23年4月4日に当面の指標等の取扱い及び今後の水道水中の放射性物質のモニタリング方針を定めた。福島県内全域の水道事業については政府原子力災害現地対策本部により、各都道府県については文部科学省により、また、福島県及びその近隣の地域を中心に地方公共団体及び水道事業者等により、水道水中の放射性物質検査が実施されており、厚生労働省ではこれらの検査結果を取りまとめて、公表を行っている。

また、平成23年4月以降設置された水道水における放射性物質対策検討会において、モニタリング結果や同検討会で提供された知見等を踏まえ、水道水中の放射性物質対策に係る今後の課題について検討を行い、平成23年6月時点の知見の集約として中間取りまとめを行った。

その後、厚生労働省では、中間取りまとめに基づいて、モニタリング方針を見直すとともに、平成23年10月に水道水中の放射能測定マニュアルをとりまとめるなど、モニタリング結果の公表と併せて水道水の安全性確保に万全を期している。

こうした放射性物質汚染への対応に伴い発生した営業損害や検査費用等は、東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の補償対象として、東京電力株式会社が補償基準を作成して、年度内より賠償手続きが開始される。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会において、内閣府食品安全委員会からの答申を踏まえて、飲料水を含む食品の経口摂取による内部被ばくを許容できる線量以下に管理するための新たな基準値を定めることとされたことを受け、水道水についても指標等を見直して新たな目標を設定するとともに、モニタリング方法及び目標値超過時の措置等について検討している。

水道水の新たな目標は、食品衛生法に基づく飲料水の基準値との整合を図るとともに、平成23年3月以降の水道水中の放射能のモニタリング実績を踏まえ、水道施設における管理の可能性を考慮して設定する。見直しの案では、セシウム134及び137の合計で10Bq/kgを、衛生上必要な措置に関する水道施設の管理目標としている。また、浄水場の浄水及び取水地点の水道原水を対象に、セシウム134及び137それぞれについて検出限界値1Bq/kgの確保を目標とした十分な検出感度でのモニタリングの実施や、水道水源や検出状況に応じた検査頻度の設定、管理目標値を超過した場合の原因究明・関係者への周知・飲料水の手配の準備・摂取制限等の対応を定めており、平成24年